

# 花巻市実践花壇等花苗配付要領

令和元年12月16日制定  
令和2年4月22日改定

## (目的)

第1条 この要領は、市の名前にふさわしい花と緑に囲まれた豊かな生活環境を創出するとともに、地域等での親睦交流を深め、潤いのある住みよい快適なまちづくりを推進する目的で、積極的に花壇等へ植栽活動を行っている者に対し、予算の範囲内で花苗を配付することに関し必要な事項を定める。

## (配付対象)

第2条 花苗の配付の対象となる者（以下「花壇等実践者」という。）は、本市が実施する花と緑のまちづくりの推進に関する事業に賛同し、公共の場所などにおいて自ら積極的に花づくりによる緑化に取り組み、地域等での親睦交流を深めている者で、次条の要件を満たす花壇等に植栽する個人・団体とする。

## (配布花壇の要件)

第3条 次の各号いずれかに該当する花壇等に花苗を配布する。

- (1) 一般の交通の用に供される道路に面し、かつ、公の眺望を形成できる場所に設置している花壇、プランター及び街路樹マス等
  - (2) コミュニティ花壇として市が整備した花壇等
  - (3) 公共施設等の花壇等
- 2 感染症拡大や災害等により、支給を受けた花苗を花壇等に植栽できない場合、市が認めた場合に限り別の場所に植栽できるものとする。

## (配付内容)

第4条 花苗は夏花壇用花苗（以下、夏苗）及び秋花壇用花苗（以下、秋苗）の年2回に分けて配付するものとする。

- 2 夏苗及び秋苗の配付内容は、別に定めるものとする。
- 3 配付本数は、植栽面積1㎡あたり10本、プランター1個あたり3本を目安とし、植栽面積や配付実績等を考慮し、申込本数を査定の上、決定するものとする。

## (配付条件)

第5条 花苗の配付条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 花壇等実践者は、花苗の健全な育成を図り、除草、病害虫防除及び施肥等を適切に行うものとする。
- (2) 花壇等実践者は、花、草などが枯死した場合は、直ちに補植し、原状を回復するよう努めるものとする。
- (3) プランター等を設置するときは、交通の支障とならないよう設置するものとする。

## (提出書類等)

- 第6条 この要領により花苗の配付を希望する花壇等実践者は、別に定める花壇等実践者登録申請書（様式第1号）及び花苗希望申込書【夏苗】（様式第2-1号）または花苗希望申込書【秋苗】（様式第2-2号）を期限までに市に提出するものとする。
- 2 花壇等実践者は、花苗の支給を受けた花壇の管理育成状況を花壇等実践活動報告書（様式第3号）により市に提出するものとする。

## (指導等)

- 第7条 市は、花壇等実践者に対し、植栽や栽培等の必要な指導及び助言を行うことができる。
- 2 前項に基づき指導及び助言を受けた花壇等実践者は、その指示に従わなければならない。

## (配付の取消等)

- 第8条 市は、花苗の配付に際し、次の各号のいずれかに該当するときは、花壇等実践者に対し花苗の配付を取り消し、または既に配付した花苗の栽培等に要した費用に相当する金額の返還を命ずることができる。
- (1) この要領に違反したとき
  - (2) 偽りその他不正の手段により花苗の配付を受けたとき

## (補則)

第9条 この要領に定めるもののほか、実践花壇等花苗配付の実施に関し必要な事項は、別に定める。